



サルビアレター



一人ひとりが輝くまち、燕市を目指して

Vol.4

2022年11月発行
燕市企画財政部地域振興課

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

毎年11月12日～11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間となっています。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

暴力とは、殴る蹴るなどの身体的暴力だけを指すわけではありません。人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、自分や家族に危害が加えられるのではないかといった恐怖を与えるような脅迫（心理的攻撃）、生活費を渡さない、外で働くことを制限する（経済的圧迫）、嫌がっているのに性的な行為を強要すること（性的強要）なども暴力です。

「デートDV」という言葉を聞いたことはありますか？

男女間における暴力は夫婦間だけで起こっている問題ではありません。実は、恋人同士の間でも交際相手からの暴力、いわゆるデートDVが起こっています。

デートDVはエスカレートすると、ストーカー行為や暴行・傷害につながる恐れもあります。自分を責めたり、一人で解決しようとしたりしないで、近くの相談窓口早めに相談しましょう。

友だちが交際相手との関係で困っているのではないかとしたら、その友だちに声をかけて話を聞いてみてください。あなたのひとことが支えになるかもしれません。

あなたが望まない性的な行為は、性暴力です

話すことで、力をもらえる場所がある。

性犯罪・性暴力の相談窓口は、あなたの声を何よりも尊重し、あなたの意思を守ることにより全力を尽くします。

「自分も悪いかも」と自分に言い聞かせて、性暴力がなかったことになってしまいう前に、まずは、あなたの声を聴かせてください。

性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、相談してください

警察 24時間ダイヤル #8891
警察 24時間ダイヤル #8103
DV相談センター Cure Stone
相談窓口

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

DV相談ナビ

はれれば #8008

ひとりで悩んでいませんか？

配偶者や恋人からの暴力（DV）に悩んでいませんか。相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）を知っていますか？

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的とする法律です。

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

生活の本拠を共にする交際相手（同棲中）からの暴力についても、この法律を準用することとされています。

【女性のための総合相談】

電話（予約専用）：0256-92-2121

相談日時：毎月第3火曜日

午前9時～午後4時

会場：燕市民交流センター

相談窓口一覧へのQRコードとURLはコチラ⇒

https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/kikaiku_zaisei/26/977.html



燕市では、「女性のための総合相談」などの窓口を開設しています。一人で抱え込まず、その悩みを相談してみませんか？